

一般社団法人京都乳癌研究ネットワーク (KBCRN) 入会金、年会費及びレギュラー会議参加費規則

(適用)

第1条 この規則は、一般社団法人京都乳癌研究ネットワーク（以下「当法人」という。）の入会金、年会費及びレギュラー会議参加費について、定款第7条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

(入会金及び年会費)

第2条 当法人の会員の入会金及び年会費は、次の通りとする。

- (1) 入会金 全会員 1,000 円
- (2) 正会員 年額 6,000 円
- (3) 準会員 年額 3,000 円

(レギュラー会議参加費)

第3条 当法人の会員のレギュラー会議参加費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 1回 3,000 円
- (2) 準会員 1回 2,000 円

(納入規定)

第4条 会員は、入会金を、当法人が指定する方法で、当法人から入会承認の通知を受けた日から1カ月以内に納入しなければならない。

- 2 会員は、毎事業年度、6月末までに年会費を納入しなければならない。ただし、年度途中の入会者は、この限りではない。
- 3 年会費は、クレジットカード(PayPal)で納入するものとする。ただし、クレジットカード(PayPal)での納入が不可の場合には、指定された口座に振り込む方法で納入することができる。
- 4 年会費は、年額を分割して納入することができない。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会の決議を経て定めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年9月26日から施行する。